愛媛地方税滞納整理機構規約

平成18年２月３日
愛媛県指令17市第1371号
改正　平成19年３月14日　愛媛県指令18市第1482号
改正　平成20年10月24日　愛媛県指令20市第852号
改正　令和６年11月５日　愛媛県指令６市第663号

愛媛地方税滞納整理機構規約

第１章　総則

（組合の名称）

第１条　この組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第１項の一部事務組合とし、愛媛地方税滞納整理機構（以下「機構」という。）という。

（機構を組織する地方公共団体）

第２条　機構は、別表に掲げる市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（機構の共同処理する事務）

第３条　機構は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1)　地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）第７条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務

(2)　関係市町の職員に対する徴収業務に関する研修に係る事務

(3)　関係市町の徴収業務に関する分析及び提言に係る事務

（機構の事務所の位置）

第４条　機構の事務所は、松山市に置く。

第２章　機構の議会

（議会の組織）

第５条　機構の議会の議員（以下「機構議員」という。）の定数は、６人とする。

２　機構議員は、管理者、副管理者又は会計管理者を兼ねることができない。

（機構議員の選挙）

第６条　機構議員は、関係市町の長のうちから互選する。

２　機構議員に欠員を生じたときは、直ちに補欠の機構議員を選出しなければならない。

（機構議員の任期）

第７条　機構議員の任期は、２年とする。ただし、機構議員が関係市町の長の職を失

ったときは、その職を失う。
２　補欠の機構議員の任期は、前任者の残任期間とする。
（機構議員の議員報酬）
第８条　機構議員の議員報酬は、支給しないものとする。
第３章　機構の執行機関
（執行機関の組織）
第９条　機構に、管理者、副管理者及び会計管理者を置く。
２　管理者及び副管理者の任期は、２年とする。
（執行機関の選任）
第10条　管理者及び副管理者は、関係市町の長のうちから機構の議会において選任する。
２　会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもってこれに充てる。
（管理者及び副管理者の報酬）
第11条　管理者及び副管理者の報酬は、支給しないものとする。
（職員）
第12条　第９条に定める者を除くほか、機構に必要な職員を置く。
２　前項の職員は、管理者が任免する。
３　第１項の職員の定数は、条例で定める。
（監査委員）
第13条　機構に監査委員２人を置く。
２　監査委員は、管理者が機構の議会の同意を得て、識見を有する者及び機構議員のうちからそれぞれ１人を選任する。
３　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、機構議員のうちから選任される者にあっては機構議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
（監査委員の報酬）
第14条　監査委員の報酬は、支給しないことができる。
第４章　機構の経費
（経費の支弁の方法）
第15条　機構の経費は、関係市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。
２　前項の負担金の額は、次に掲げるところにより管理者が機構の議会の議決を経て定める。
(1)　基礎負担割額
(2)　処理件数割額
(3)　徴収実績割額
３　第１項の負担金は、管理者が指定する期日までに納付しなければならない。
第５章　雑則

（その他）

第16条　この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成18年4月1日から施行する。

（負担金の額の特例）

２　平成18年度及び平成19年度における機構の経費に係る関係市町の負担金の額は、第15条第２項の規定にかかわらず、次に掲げるところにより管理者が機構の議会の議決を経て定める。

(1)　基礎負担割額

(2)　処理件数割額

（管理者の選任の特例）

３　第10条の規定にかかわらず、管理者は、機構設立後最初に開かれる議会で管理者が選任されるまでの間、関係市町の長が協議により定める者をもって充てる。

附　則（平成19年３月14日　愛媛県指令18市第1482号）

１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

２　この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

３　前項の場合においては、この規約による改正後の規約第５条第２項、第９条第１項及び第２項、第10条第２項並びに第11条の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第５条第２項、第９条第１項及び第２項、第10条第２項並びに第11条の規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成20年10月24日　愛媛県指令20市第852号）

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（令和６年11月５日　愛媛県指令６市第663号）

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

別表（第２条関係）

松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市
大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町
久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町
鬼北町	愛南町				